

平成 31 年 3 月 吉日

お得意様各位

一般財団法人 愛知県建築住宅センター
理事長 祖父江 隆弘

手数料改定のお知らせ

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は建築確認検査業務など、格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、当センターではこれまでお客様の負担を少しでも軽減しようと、各業務の基本手数料を他社に比べて低額に設定し、長年に亘り据え置き、平成 26 年の消費税率引き上げの際にも改定を見送って参りましたが、最近の宅配便や郵便料金の値上げをはじめとする諸費用の増加は、収支に影響を及ぼしてきております。また、昨今の建設技術者の人手不足等の影響から、法や基準等に基づく審査・検査業務に必要な専門資格を有する人材の確保も困難な状況にあり、人件費も増大して、このところ厳しい経営状況となっております。

当センターでは、組織改革をはじめ事務処理の電子化や職員の事務処理能力のアップなどにより業務の効率化を図るなど支出の抑制に努めて参りましたが、こうした状況に対応しきれない状況にあります。

つきましては、誠に心苦しいところではございますが、この度、各業務の手数料を下記のとおり改定させていただきたく存じます。何卒諸事情をご賢察のうえ深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、迅速かつ適確な事務処理、お客様の立場に立ったサービスの提供などに努め、お客様のためになお一層努力して参る所存です。

引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 手数料改定の時期

平成 31 年 4 月 1 日（月）受付から

2. 手数料改定の対象

建築確認検査、適合証明、住宅性能評価、耐震改修・診断、定期報告など当センターが取り扱う業務の手数料全般

3. 手数料改定の内容

課税対象業務の手数料をすべて外税方式に改定

手数料の区分及び項目を審査内容に応じた形に改定

※ 手数料改定の詳細につきましては、弊社営業担当者にお問合せください。

◆ 確認申請手数料

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

申請床面積	法第6条の4による確認の特例有りの建築物		左記以外の建築物
	型式 ^(※1)	型式以外	
30㎡以下	8,000	11,000	26,000
30㎡を超え100㎡以下	14,000	18,000	30,000
100㎡を超え200㎡以下	21,000	23,000	40,000
200㎡を超え500㎡以下	32,000	35,000	63,000
500㎡を超え1,000㎡以下	50,000	----	96,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	----	----	165,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	----	----	265,000
3,000㎡を超え4,000㎡以下	----	----	320,000
4,000㎡を超え5,000㎡以下	----	----	370,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	----	----	530,000
10,000㎡を超える	----	----	別途見積り

建築設備 及び工作物	昇降機	18,000/基		
	その他建築設備	20,000/基		
	工作物	高さ3mを超える擁壁 ^(※2)	25,000/基	
		遊戯施設等 ^(※3)	別途見積り	
上記以外の工作物		20,000/基		

※1 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。

※2 エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

※3 令第138条第2項及び第3項の内、メリーゴーランド等の遊戯施設等及びプラント等の製造施設等。

- ◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 計画変更確認申請手数料については平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する(1)の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。ただし、当初の確認申請手数料を上限とします。
なお、計画変更にかかる変更事項が、昇降機・定期報告対象の建築設備、工作物、製造・貯蔵・遊戯施設等の場合は、床面積に関わらず申請手数料は10,000円です(※3の場合は別途見積りとします。)

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します(加減算後の額の千円未満は切り捨てとします。)

- ① 天空率を用いた場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ② 特定天井に該当する場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ③ 建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による許容応力度等計算(「ルート2審査」)の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ④ 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ⑤ 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で、省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、審査整合性手数料として10,000円を加算します。
- ⑥ 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法による場合は、それぞれ当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ⑦ 申請建築物の構造計算に限界耐力計算法を用いる場合の手数は、別途見積りした額を加算します。
- ⑧ バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の5%を加算します。
- ⑨ 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、一つの構造方法につき、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。
- ⑩ 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、構造図仕様規定の確認の場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の10%を減算します。

◆ 中間・完了検査手数料

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

検査対象床面積	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100㎡以下	22,000	27,000	22,000	27,000
100㎡を超え200㎡以下	25,000	30,000	25,000	30,000
200㎡を超え500㎡以下	39,000	44,000	39,000	44,000
500㎡を超え1,000㎡以下	----	65,000	----	65,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	----	75,000	----	78,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	----	190,000	----	200,000
3,000㎡を超え4,000㎡以下	----	210,000	----	230,000
4,000㎡を超え5,000㎡以下	----	240,000	----	290,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	----	320,000	----	330,000
10,000㎡を超える	----	別途見積り	----	別途見積り

		完了検査	
建築設備及び工作物	昇降機	他の確認検査申請と同時検査の場合	16,000/基
	その他建築設備	単独の場合	20,000/基
		他の確認検査申請と同時検査の場合	16,000/基
	工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合	16,000/基
単独の場合		20,000/基	

- ◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用認定部分の床面積の80%を検査対象床面積から減じた面積に係る完了検査申請手数料となります。
- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた工作物、昇降機の完了検査手数料は、10,000円とします。
- ◆ 法第7条の5による検査の特例有りの建築物で、壁量計算の添付がある場合(静岡県告示による適用を受ける場合)の中間検査手数料は、法第7条の5による検査の特例無しの場合の手数を適用します。
- ◆ 中間検査を、工区を分けて受ける場合は、その工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が指定する内容によって取扱いが異なります。

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します(加減算後の額の千円未満は切り捨てとします。)

- ① 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査を同時に実施する場合の中間検査手数料は、当該建築物の検査対象床面積の合計に係る申請手数料から4,000円を減額します。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限ります。
- ② 「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ③ 同一検査に対して再検査が必要となる場合は、(1)の検査手数料の1/2の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ④ 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、(1)の各区分の完了検査手数料にそれぞれの面積区分に応じて下記の手数料を加算します。なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。

申請床面積	加算する手数料
300㎡以上500㎡以下	7,000
500㎡を超え1,000㎡以下	11,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	15,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	38,000
3,000㎡を超え4,000㎡以下	47,000
4,000㎡を超え5,000㎡以下	57,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	66,000
10,000㎡を超える	別途見積り

- ⑤ 他機関で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料の80%を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。

◆フラット35 適合証明申請手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て（登録マンションを除く）】

① フラット35 通常手数料

(税抜) 単位：円

一戸建て住宅等【一戸建て住宅、長屋（重ね建て・連続建て）】			フラット35 通常手数料	
同時申請 の場合 (※1)	通常 手続き	設計検査	5,000	
		現場検査 (中間・竣工)	下記以外の場合	10,000
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※3)	12,000
		竣工現場検査を省略(※4)		5,000
	竣工済 特例	設計検査	10,000	
現場検査(竣工)		20,000		
単独申請 の場合 (※2)	通常 手続き	設計検査	10,000	
		現場検査 (中間・竣工)	下記以外の場合	15,000
			設計検査を省略する場合(※5)	20,000
	竣工済 特例	設計検査	15,000	
現場検査(竣工)		35,000		

共同建て住宅 (フラット35登録マンションを除く)		フラット35 通常手数料	
		10戸以下	11戸以上
同時申請の場合(※1)	設計検査	20,000	2,000×戸数
	現場検査(竣工)	50,000	5,000×戸数
	竣工現場検査を省略(※4)	5,000	
単独申請の場合(※2)	設計検査	50,000	5,000×戸数
	現場検査(竣工)	150,000	15,000×戸数

② フラット35Sの場合の加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に①に加算する設計検査手数料)

(税抜) 単位：円

	耐震性(※6)	省エネルギー性(※7)	耐久性・可変性(※8)	バリアフリー性
設計検査	10,000	12,000	2,000	2,000

※1 同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。

※2 単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます(建築確認が不要な場合も含みます。)

※3 設計(建設)性能評価又は長期優良住宅の技術的審査を実施して設計検査を省略する場合で、かつ、構造が省令準耐火構造の場合をいいます(それらの審査をセンターが実施している場合に限りです。)

※4 センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。なお、この場合はフラット35Sの場合であっても②の加算手数料は加算しません。

※5 センターで長期優良住宅の技術的審査を実施して設計検査を省略する場合をいいます。ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(15,000円(税抜))とする。

※6 フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。

※7 フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の省エネルギー性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。

※8 フラット35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

◆ ①及び②は、申請1件あたりの金額です。ただし、一戸建て住宅等(一戸建て住宅、長屋)の申請で複数戸の住宅をまとめて申請する場合は戸数分を乗じた金額となります。

◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、②のそれぞれの加算手数料を①のフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。

- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合は、①又は①+②の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の間接検査又は完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合は、①の現場検査申請手数料の1/2の手数料を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(2) 共同建て住宅（フラット35登録マンション）及び賃貸住宅融資^(※1)の申請手数料

① フラット35通常手数料

(税抜) 単位：円

		フラット35通常手数料	
		設計検査	現場検査（竣工）
同時申請の場合 (※2)	10戸以下	15,000	50,000
	11戸以上50戸以下	1,500×戸数	50,000
	51戸以上100戸以下	1,500×戸数	200,000
	竣工現場検査を省略 ^(※4)	----	5,000
単独申請の場合 (※3)	10戸以下	65,000	50,000
	11戸以上20戸以下	1,500×戸数+10,000	50,000
	21戸以上100戸以下	1,500×戸数+150,000	200,000

② フラット35Sの場合の加算手数料（フラット35Sの基準による申請の場合に①に加算する手数料）

(税抜) 単位：円

設計検査	耐震性 ^(※5)	省エネルギー性 ^(※6)	耐久性・可変性 ^(※7)	バリアフリー性
同時申請の場合 ^(※2)	10,000	12,000	2,000	2,000
単独申請の場合 (※3)	20戸以下	10,000	12,000	2,000
	21戸以上	30,000	36,000	6,000

- ※1 賃貸住宅融資とは、省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資、まちづくり融資のことをいいます。
- ※2 同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかがセンターに申請されている場合をいいます。
- ※3 単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれもセンターに申請されていない場合をいいます（建築確認が不要な場合も含みます。）
- ※4 センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。なお、この場合はフラット35Sの場合であっても②の加算手数料は加算しません。
- ※5 フラット35S（優良な住宅基準）、フラット35S（特に優良な住宅基準）の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計（建設）性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。
- ※6 フラット35S（優良な住宅基準）、フラット35S（特に優良な住宅基準）の省エネルギー性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、それらの基準に適合していることを所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により確認できる場合は加算しません。
- ※7 フラット35S（優良な住宅基準）の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S（特に優良な住宅基準）の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

- ◆ ①及び②は、申請1件あたりの金額です。
- ◆ ①のフラット35通常手数料について、101戸以上の場合は別途見積りとなります。
- ◆ ②のフラット35Sの場合の加算は設計検査のみの加算手数料となります。
- ◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、②のそれぞれの加算手数料を①のフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合は、①又は①+②の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の間接検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合は、①の現場検査申請手数料の1/2の手数料を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料

(税抜) 単位：円

		フラット 35 手数料	
中古住宅	リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業） ^(※1)	110,000	
	上記以外	100,000	
リフォーム ^(※2)		100,000	
賃貸住宅リフォーム	戸建て	100,000	
	重ね建て又は連続建て 共同建て	10 戸以下	150,000
		11 戸以上	150,000+5,000×（戸数-10）

※1 リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）の場合は、物件売買地の現地検査等の事前確認が必要になります。

※2 耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資、高齢者向け返済特例（部分的バリアフリー工事・耐震改修工事）を利用する方向けのリフォーム融資、財形住宅融資のリフォーム融資、住宅債券積立者・住宅積立郵便貯金積立者向けのリフォーム融資に係る検査手数料です。

- ◆ 上記は申請 1 件あたりの金額です。
- ◆ 所在地が別表「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合は、上記の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、リノベの場合は現地検査等の回数分の追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合は、現場検査手数料の 1/2 の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

◆住宅性能評価申請審査料金

(1) 設計住宅性能評価（一戸建住宅）

- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。

(税抜) 単位：円

種別	申請床面積	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合	必須分野のうち1分 野を除き等級1とし て評価する場合
一戸建住宅	100㎡以下	46,000	36,000	30,000
	100㎡を超え200㎡以下	46,000	36,000	30,000
	200㎡を超え500㎡以下	53,000	45,000	30,000
住宅型式性能認 定住宅	100㎡以下	41,000	32,000	27,000
	100㎡を超え200㎡以下	41,000	32,000	27,000
	200㎡を超え500㎡以下	47,000	40,000	27,000
型式住宅部分等 製造者の認証を 受けた住宅	100㎡以下	26,000	20,000	15,000
	100㎡を超え200㎡以下	30,000	23,000	15,000
	200㎡を超え500㎡以下	38,000	25,000	15,000

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計としてください。
- ◆ 床面積の合計が500㎡を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとします。

(2) 設計住宅性能評価（一戸建住宅） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、上記金額から申請1件につき10,000円を減算します。
- ② 温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合は、2,500円を加算します。
- ③ センターが指定するソフトウェア及びQRコード（株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）を用いて申請書を作成し、提出した場合、上記金額から1,000円を減算します。
- ④ 木造住宅の省エネルギー対策等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記金額から1,000円を減算します。
- ⑤ 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、1件10,000円を加算します。

(3) 建設住宅性能評価（一戸建住宅）

(税抜) 単位：円

種別	申請床面積	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
一戸建住宅	100㎡以下	82,000	72,000
	100㎡を超え200㎡以下	90,000	80,000
	200㎡を超え500㎡以下	98,000	88,000
住宅型式性能認定住宅	100㎡以下	73,000	64,000
	100㎡を超え200㎡以下	81,000	72,000

	200㎡を超え 500㎡以下	88,000	79,000
型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	100㎡以下	61,000	55,000
	100㎡を超え 200㎡以下	68,000	61,000
	200㎡を超え 500㎡以下	85,000	75,000

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計としてください。
- ◆ 床面積の合計が 500㎡を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとしします。

(4) 建設住宅性能評価（一戸建住宅） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、上記金額から申請 1 件につき 10,000 円を減算します。
- ② 温熱環境・エネルギー消費量の 5-1 断熱等性能等級と 5-2 一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2 一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合は、2,000 円を加算します。
- ③ 別表「地域別追加料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

(5) 変更等（一戸建住宅）

(税抜) 単位：円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関するこ と	8,000	一戸建住宅の設計住宅性能 評価の料金
	上記以外	5,000	
設計評価中の当初の申請を取 下げ、改めて申請する場合	-	(※1)	-
建設住宅性能評価の場合	-	(※2)	-

※1 構造の安定に関する変更の場合は 8,000 円、それ以外の場合は変更 1 分野あたり、5,000 円とします。その合計の額が当初の料金の 2 分の 1 (千円未満切捨て) を超えた場合は、その額を上限とします。

※2 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(別表「地域別追加料金」分を除く。)の 2 分の 1 (千円未満切捨て)、センター以外が交付している場合は、3 分の 2 (千円未満切捨て) とします。ただし、別表「地域別追加料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 上記の設計評価交付済みの場合の料金は、変更 1 分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額となります。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。

(6) 設計住宅性能評価（共同住宅等）

(税抜) 単位：円

種別	1 棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
基本料金	2 戸以上 5 戸以下	42,000 + 5,000 × M	30,000 + 5,000 × M
	6 戸以上 20 戸以下	80,000 + 5,000 × M	60,000 + 5,000 × M
	21 戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	15 戸以下	50,000 + 8,000 × M	35,000 + 5,000 × M
	16 戸以上	別途見積り	

型式住宅部分等製造者の認証 を受けた住宅	15戸以下	45,000+6,500×M	30,000+4,000×M
	16戸以上	別途見積り	

- ◆ 一部の住戸のみの評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額（千円未満切捨て）となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,000$$
（単位：円）
Y：一部住戸評価希望の場合の申請料金（単位：円）
Z：上表でMにPを代入して算定した額（単位：円）
P：一部住戸評価希望の戸数
W：一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数（単位：戸）
- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは評価戸数を表します。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要なもの（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、別途見積りとしします。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとしします。

(7) 設計住宅性能評価（共同住宅等） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(6)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の確認申請をセンターに申請した場合は、上記に掲げる額から申請1件につき10,000円を減算します。
- ② 温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合は、1戸あたり2,500円を加算します。

(8) 建設住宅性能評価（共同住宅等）

(税抜) 単位：円

種別		1棟の戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
在来工法 の住宅 (※1)	3階建て以下	2戸以上5戸以下	110,000+13,000×M	100,000+12,000×M
		6戸以上20戸以下	130,000+11,000×M	120,000+10,000×M
		21戸以上	別途見積り	
	4階建て以上	2戸以上5戸以下	170,000+8,000×M+ 30,000×(N-4)	150,000+7,000×M+ 30,000×(N-4)
		6戸以上10戸以下	190,000+6,000×M+ 30,000×(N-4)	175,000+5,000×M+ 30,000×(N-4)
		11戸以上20戸以下	210,000+8,000×M+ 40,000×(N-4)	200,000+7,000×M+ 40,000×(N-4)
		21戸以上	別途見積り	
	住宅型式性能認定住宅(※2)	15戸以下	70,000+5,000×M	60,000+4,500×M
16戸以上		別途見積り		
型式住宅部分等製造者の認証 を受けた住宅(※2)	15戸以下	65,000+5,500×M	55,000+5,000×M	
	16戸以上	別途見積り		

※1 温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合は、5戸以下の場合1戸あたり2,000円を加算し、6戸以上の場合1戸あたり2,500円を加算します。

※2 温熱環境・エネルギー消費量の5-1断熱等性能等級と5-2一次エネルギー消費量等級を合わせて評価申請する場合、又は、5-2一次エネルギー消費量等級のみを評価申請する場合は、1戸あたり2,000円を加算します。

- ◆ 一部の住戸のみの評価を希望の場合の申請料金は、次式で得られた額（千円未満切捨て）となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 1,000$$
（単位：円）
 Y：一部住戸評価希望の場合の申請料金（単位：円）
 Z：上表でMにPを代入して算定した額（単位：円）
 P：一部住戸評価希望の戸数
 W：一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数（単位：戸）
- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは評価戸数、Nは検査を行う回数です。
- ◆ 別表「地域別追加料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。
- ◆ 住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合の料金は、別途見積りによります。

(9) 建設住宅性能評価（共同住宅等） 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(8)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 建築基準法上の中間検査及び完了検査をセンターに申請する場合は、上記金額から申請1件につき10,000円を減算します。

(10) 変更等（共同住宅等）

(税抜) 単位：円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
設計評価交付済みの場合	構造の安定に関する こと	M×5,000	共同住宅等の設計住宅性能 評価の料金
	上記以外	M×3,000	
設計評価中の当初の申請を取 下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—
建設住宅性能評価の場合	—	(※2)	—

※1 変更住戸数(M)1戸あたり、構造の安定に関する変更場合は5,000円、それ以外の場合は変更1分野あたり、3,000円とします。その合計が当初の申請料金の2分の1(千円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とします。

※2 変更建設住宅性能評価の申請料金は、当該計画の変更に係る部分の直前の建設住宅性能評価書をセンターが交付している場合は、当初の申請料金(別表「地域別追加料金」分を除く。)の2分の1(千円未満切捨て)、センター以外が交付している場合は、3分の2(千円未満切捨て)とします。ただし、別表「地域別追加料金」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは変更の対象となる住戸の数を表します。
- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 上記の設計評価交付済みの場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額となります。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。

(11) その他

(税抜) 単位：円

区分	料金
液状化に関する情報提供	5,000
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り
再検査に係る追加料金(※1)	1回につき30,000及び別表「地域別追加料金」
評価書の再発行	1通につき1,000

※1 建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査においてセンターが不適と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいいます。)を行う場合の追加料金

◆長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金（新築）

(1) 一戸建住宅の申請料金

(税抜) 単位：円

種別	申請床面積	料金		
		法第6条第1項 (第1号～第6号 のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号 の内、第3号以外 を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使 用構造等」のみの 審査)
一戸建住宅	200㎡以下	43,000	40,000	34,000
	200㎡を超え500㎡以下	47,000	44,000	38,000
住宅型式性能認定の住宅 (構造の安定に係る認定 を受けたものに限る)	200㎡以下	38,000	36,000	30,000
	200㎡を超え500㎡以下	42,000	39,000	34,000
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	100㎡以下	27,000	23,000	20,000
	100㎡を超え200㎡以下	30,000	26,000	23,000
	200㎡を超え500㎡以下	33,000	29,000	26,000

- ◆ 併用住宅の場合の「床面積の合計」は、建物全体の延床面積とします。
- ◆ 床面積が500㎡を超える場合は、上記にかかわらず別途見積りとします。

(2) 一戸建住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、1件10,000円を加算します。
- ② センターが指定するソフトウェア及びQRコード（株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）を用いて申請書を作成し、提出した場合、上記金額から1,000円を減算します。
- ③ 木造住宅の省エネルギー対等級の評価において、国土交通大臣が認める「当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する方法」を用いて申請書を作成し、提出した場合は、上記金額から1,000円を減算します。

(3) 一戸建住宅の変更申請料金

(税抜) 単位：円

種別	変更項目	料金	
		センター	センター以外
適合証交付済みの場合	耐震性	8,000	(1)による新築の技術的 審査料金
	上記以外	5,000	
技術的審査中の当初の申請を 取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—

※1 耐震の変更の場合は8,000円、それ以外の場合は変更1項目あたり、5,000円とする。その合計が当初の技術的審査料金の2分の1（千円未満切捨て）を超えた場合は、その額を上限とします。

- ◆ センター、センター以外とは、技術的審査をした機関をいいます。
- ◆ 料金は、変更1項目あたりの料金となります。例えば、センターが審査したもので耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は13,000円となります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合（躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの）は、1件5,000円を加算します。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。

(4) 共同住宅等の料金

(税抜) 単位：円

種別	1棟の総戸数	料金		
		法第6条第1項	法第6条第1項	法第6条第1項

		(第1号～第6号のすべての審査)	(第1号～第6号の内、第3号以外を審査)	(第1号「長期使用構造等」のみの審査)
在来工法の住宅	2戸以上10戸以下	45,000+8,000×M	38,000+8,000×M	30,000+8,000×M
	11戸以上20戸以下	50,000+8,000×M	40,000+8,000×M	35,000+8,000×M
	21戸以上	別途見積り		
住宅型式性能認定の住宅 (構造の安定に係る認定を受けたものに限る)	2戸以上15戸以下	基本料金の10分の9(千円未満切捨て)		
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	2戸以上15戸以下	36,000+6,000×M	35,000+6,000×M	32,000+6,000×M

- ◆ Mは棟全体の戸数を表します。
- ◆ 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅は、16戸以上の場合は、別途見積りとします。

(5) 共同住宅等の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(4)の料金に加算又は減算します。

- ① 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、別途見積りとします。

(6) 共同住宅等の変更申請料金

(税抜) 単位: 円

種別	変更項目	料金	
		センター	センター以外
適合証交付済みの場合	耐震性	5,000×M	(4)による新築の技術的審査料金
	上記以外	3,000×M	
技術的審査中の当初の申請を取り下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—

※1 耐震の変更の場合は1住戸につき5,000円、それ以外の場合は変更1項目1住戸につき3,000円とする。その合計が当初の技術的審査料金の2分の1(千円未満切捨て)を超えた場合は、その額を上限とします。

- ◆ センター、センター以外とは、技術的審査をした機関をいいます。
- ◆ Mは棟全体の戸数と表します。
- ◆ 料金は、変更1項目あたりの料金とします。例えば、耐震性と省エネルギー対策に関する変更の場合、料金は8,000×M円となります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件10,000円を加算します。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。

(7) 設計住宅性能評価と同時申請の場合

(税抜) 単位: 円

種別	1棟の総戸数	料金		
		法第6条第1項 (第1号～第6号のすべての審査)	法第6条第1項 (第1号～第6号の内、第3号以外を審査)	法第6条第1項 (第1号「長期使用構造等」のみの審査)
一戸建住宅		10,000	6,000	3,000
共同 在来工法の住宅	2戸以上10戸以下	12,000+ 1,000×M	8,000+ 1,000×M	6,000+ 1,000×M

住宅等		11戸以上 20戸以下	13,000+ 1,000×M	9,000+ 1,000×M	7,000+ 1,000×M
		21戸以上	別途見積り		
	住宅型式性能認定の住宅 (構造の安定に係る認定を受けたものに限る)	2戸以上 15戸以下	在来工法の10分の9(千円未満切捨て)		
	型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	2戸以上 15戸以下	9,000+ 1,000×M	6,000+ 1,000×M	3,000+ 1,000×M

- ◆ Mは棟全体の戸数を表します。
- ◆ 住宅型式性能認定の住宅及び型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅は、16戸以上の場合は、別途見積りとなります。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要な場合(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの)は、1件10,000円を加算します。

(8) その他

(税抜) 単位: 円

区分	料金
新築工事完了後に、増改築により計画変更する料金	別途見積り
限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合性判定の対象建築物である場合	別途見積り
適合証の再発行	1通につき 1,000

◆耐震評定業務手数料

(税抜) 単位：円

建築物の延べ面積	耐震改修計画評定	耐震診断判定	耐震診断判定及び 補強計画
100㎡以下	170,000	140,000	170,000
100㎡を超え 500㎡以下	190,000	170,000	190,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	205,000	185,000	205,000
1,000㎡を超え 1,500㎡以下	220,000	200,000	215,000
1,500㎡を超え 2,000㎡以下	235,000	215,000	230,000
2,000㎡を超え 2,500㎡以下	250,000	230,000	245,000
2,500㎡を超え 3,000㎡以下	270,000	250,000	265,000
3,000㎡を超え 5,000㎡以下	300,000	275,000	290,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	495,000	470,000	485,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積り	別途見積り	別途見積り

※1 再部会が必要な場合は、再部会費用 40,000円/回(税別)を追加とする。

※2 特殊な構造及び不整形等、難易度の高い場合は基本料金の20%割増とする。

※3 同一申請者10件以上、同一事務所5件以上の場合は基本料金合計(割増・加算後)の10%割引とする。

- ◆ 上記は申請1件あたりの金額です。
- ◆ 補強計画は、所要の耐震性能を満足するために必要な補強量や補強位置等が妥当であるかを判定するものです。具体的な補強設計に対する審査は「耐震改修計画評定」をご利用ください。

◆ 定期報告支援サービス料

(1) 定期調査報告支援サービス料

()内は税抜 単位：円

調査対象延べ面積	料金区分	受講者	未受講者
300㎡以下		2,160 (2,000)	2,160 (2,000)
300㎡を超え 500㎡以下		3,240 (3,000)	3,240 (3,000)
500㎡を超え 1,000㎡以下		4,320 (4,000)	4,320 (4,000)
1,000㎡を超え 2,000㎡以下		4,320 (4,000)	5,400 (5,000)
2,000㎡を超え 3,000㎡以下		5,400 (5,000)	6,480 (6,000)
3,000㎡を超え 5,000㎡以下		6,480 (6,000)	7,560 (7,000)
5,000㎡を超え 10,000㎡以下		8,640 (8,000)	9,720 (9,000)
10,000㎡を超え 20,000㎡以下		10,800 (10,000)	11,880 (11,000)
20,000㎡を超え 30,000㎡以下		12,960 (12,000)	14,040 (13,000)
30,000㎡を超え 50,000㎡以下		15,120 (14,000)	16,200 (15,000)
50,000㎡を超える		18,360 (17,000)	19,440 (18,000)

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講し名簿登録される者を示す。

(2) 防火設備定期検査報告支援サービス料

()内は税抜 単位：円

調査対象延べ面積	料金区分	受講者	未受講者
1,000㎡以下		2,160 (2,000)	2,160 (2,000)
1,000㎡を超え 2,000㎡以下		2,160 (2,000)	3,240 (3,000)
2,000㎡を超え 3,000㎡以下		3,240 (3,000)	4,320 (4,000)
3,000㎡を超える		5,400 (5,000)	6,480 (6,000)

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講し名簿登録される者を示す。

(3) 建築設備定期検査報告支援サービス料

()内は税抜 単位：円

建築設備種類数	料金区分	受講者	未受講者
1種類		3,240 (3,000)	4,320 (4,000)
2種類		6,480 (6,000)	7,560 (7,000)
3種類		8,640 (8,000)	9,720 (9,000)

◆ 受講者は、当センターの実務講習会を受講し名簿登録される者を示す。